器 決 包 議装 に 係 る 分 別 収 集 及 び 再 商 品 化 の 促 進 等 に 関 す る 法 律 の 部 を 改 正 す る 法 律 案 に 対 す る

附容 帯

参 平 議成 院 十 六 委月 員八 会日

政 府 は 本 法 の 施 行 に 当 た IJ 次 の 事 項 に つ L١ 7 適 切 な 措 置 を 講 ず ベ き で あ る

再 え 使 容 用循 器 環 包 に 型装 つ 11 社 廃 会 棄 て も形物 成の リ推減 タ 進 量 ı 基化 ナ 本が ブ 法 進 ル のま 3 な 容 器 R U 等 の の 基方 普 本で 原 及 拡 則最 大に終 な 則処 ど、 リ分 場 減 IJ の サひ 量 1 効 つ 果 ク迫 のル化 高 のが いみ依 施 な然 5 E 策 ず U を て 積 今 極 続 後い 的 には て 推 61 進 る 発 生こ て 抑と 制を 11 < 及 踏 び ま

う は 周 知 勧 告 徹 者 底 • に 公 を ょ 表 义 る る • レ こ 命 ジ ځ 令 袋 等 等 の の 措 排 置 出 を 抑 制 的 確 促 進 に 講 措 ず 置 る を ۲ 実 لح 効 も あ に る も 消 の 費 لح す 者 る に お た L١ め て も 取 そ 組 の が 趣 不 + 旨 分 が + な 分 事 理 業 解 者 に さ 対 れ る L よて

に 事 対 業 者 の そ 資 金 の 趣 拠 出 旨 を制 徹 度 底の す実 る 施 ت に 当た つ て は 再 商 品 化 の 質 的 向 上 が + 分 义 5 れ る ょ う、 市 町 村 及 び 事 業

四、 役 割 容 器 つ 包 しし 装 て の 軽 必 量 要 化 ゃ に 応 素 じ 材 ての 検 選 討 択 す な るこ ۲ 拡 大 生 産 者 責 任 の 効 果 を + 分 しし か せ る ょ う、 事 業 者 等 ഗ 関 係 者 の

五 を 確 市 ځ 保 町 す 村 る の ょ 分 う 別 努 収 め 集 等 る こ の ځ 取 組 ま を た 推 進 消 す る 費 者 に が当 分 た つ 別 T 排 出 は L こ き す れ 5 11 識 の 別 処 理 表 示 に の 係 徹 る 費 底 や用 容 に 器 つ 包 しし 装 て の 透 開 明 性 発 を 効 推 進 率 す性

る

こ

低 プ 減 ラ の 観ス 点チ ッ か らり、制 製 循 容 環 器 型包 社 装 会の 形再 成 商 推品 進 化 基手 本 法 法に のっ 原い 則て を は 堅 、 持 コス L **|** つ つ、 面 で 検の 討 評 す 価 ること。 に とどま 5 環 境 ^ の 負 荷 の

品 る た化 玉 め事 内 業 の 水 者 IJ 際 ^ サ の に 1 お 円 ク け 滑 ル る な体 引 チ 制 ī 渡 の ツ し 確 が ク 保 体 行 を 制 わ 义 れ を る るた よう、 層 め 強 化 市 すること。 対 町 策村 をに 講 ょ ず る る 廃 とペとッ も | にボ 1 廃ル 棄 等 物 の 等 安 の 易 不な 輸 適 正 出 なを 輸 抑 出制 を し 防 止 再 す 商

い装 消廃 玉 費棄 民 行物の 動排ラ 出 を 1 フ 促抑 制ス す 施推タ 策進イ を員ル 推制の 進 度在 す の IJ . る活 方 こ 用 が が とも 容 必 器 要 包 な装 情 廃 報棄 提 物 供の な減 تغ 量 を化 積に 極向 的け にて 行 極 う め لح て ح 重 も要 に、 で あ る 環 こ 境 へと のか 負 5 荷 の 容 器 少 な 包

九 旨 を しし 周 わ 知ゆ 徹 る _ 底 た す る だ ح 乗 لح IJ も事 に業 者 _ 悪 質に な つ 事 L١ 業 て 者 は に 対 再 U 商 て品 は化 ഗ 厳義 格 務 に を 行果 政た 処 す 分 よう、 を 行 うこと。 罰 則 の 強 化 も 含 め 制 度 の 趣

実 施 指 な定 法 人 に 再 商 つ 品い 化て 事 は 業 が業 適 務 正の に効 行 率 わ化 れ • る 透 よ明 う、 化 を 指 徹 導 底 監督をより一点するとともに リ 一 に、 層 強 再 化 商 す 品 る 化 こと。 事 業 者 ^ の 抜 ㅎ 打 ち 検 查 の

+ ょ う、 容 器 業 包 者 装 IJ の 取サ 組ィ 状ク 況ル を法 踏の ま対 え象 で 適は 切な ない 措事 置 業 を 系 講 容 ず 器 ること。 包 装 等 に つ しし て は 3 R の 取 組 が ょ IJ 層 推 進 す る

右決議する。